

# 歯科 経営情報

## REPORT

Available Information Report for  
dental Management



### 経営

歯科検診制度の実情からみる

### 予防歯科 導入ポイント

- 1 歯科検診制度の現状と患者動向
- 2 厚生労働省が進める国民皆歯科検診の概要
- 3 予防歯科取り組みの重要性
- 4 予防歯科導入の準備と展開手法

中央税務会計事務所

2025

5

MAY

# 1 | 歯科検診制度の現状と患者動向

歯科検診には、ライフステージに応じて様々な制度が設けられています。これらの制度が普及したことにより、う蝕患者数は減少していますが、歯周病患者のうち、中等度以上に罹患しているとされる割合は改善していません。事実、市町村による歯周疾患検診の実施状況は年々増加し、令和4年には歯科検診全体の81.6%にのぼっています。

しかしながら、実際に歯周疾患検診受診者は平成30年度調査では全体の5.0%、歯科検診を受けた者の割合は、平成28年度調査では全体の52.9%にとどまっています。

予防歯科への推進は、歯科医院では重要な取り組みですが、患者に対し、検診の受診をどう普及するかが課題となっているのです。

## 1 現行の歯科検診の体制と歯周疾患検診の実施状況

各ライフステージにおける歯科検診の制度は、市町村や学校、事業主、後期高齢者医療広域連合等によって実施されています。

また、厚生労働省の歯科保健課の予算事業による歯科検診を支援しています。

### ■各ライフステージにおける歯科検診の制度

|        | 健診（検診）              | 根拠法             | 実施主体                                            | 対象年齢（対象者）          | 備考                                                                             |
|--------|---------------------|-----------------|-------------------------------------------------|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 乳幼児    | 乳幼児歯科健診             | 母子保健法           | 市町村                                             | 1歳6ヶ月・3歳           | ◆市町村が実施義務を負う                                                                   |
| 生徒・児童等 | 学校歯科健診              | 学校保健安全法         | 学校<br>※保育所等の児童福祉施設は、児童福祉法に基づき、学校保健安全法に準じた健診を行う。 | 毎学年実施              | ◆学校が実施義務を負う（※大学を除く）                                                            |
| 妊産婦    | 妊産婦歯科健診             | 母子保健法           | 市町村                                             | 妊産婦                | ◆母子保健法に基づき市町村が努力義務で実施<br>◆平成10年度から地方交付税措置                                      |
| 5～74歳  | 歯周疾患検診              | 健康増進法           | 市町村                                             | 20、30、40、50、60、70歳 | ◆健康増進法に基づく健康増進事業として市町村が努力義務で実施<br>◆「歯周病検診マニュアル2015」を参考に実施<br>◆令和6年度から20、30歳を追加 |
|        | 労働安全衛生法に基づく歯科特殊健診   | 労働安全衛生法         | 事業者                                             | 塩酸・硫酸・硝酸等を取り扱う労働者  | ◆事業者が実施義務を負う                                                                   |
| 75歳以上  | 後期高齢者医療の被保険者に係る歯科健診 | 高齢者の医療の確保に関する法律 | 後期高齢者医療広域連合                                     | 後期高齢者              | ◆後期高齢者医療制度事業費補助金等の補助メニューである<br>◆「後期高齢者を対象とした歯科健診マニュアル」（平成30年）を参考に実施            |

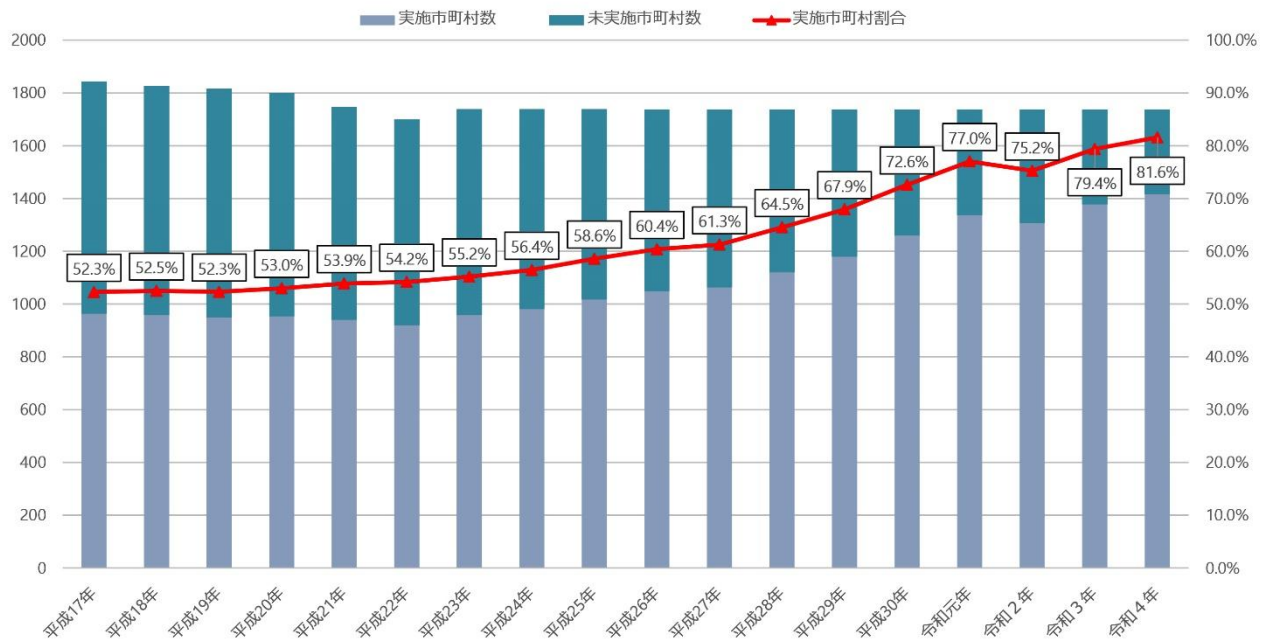
#### ○歯科保健課の予算事業による歯科健診【令和5年度拡充】

**歯科健診事業（都道府県等口腔保健推進事業）**：市町村が独自に実施する歯科健診事業を支援

**就労世代の歯科健康診査等推進事業**：歯科健診を実施していない事業所や自治体等に対して歯科健診実施等を支援 等

（出典）厚生労働省：歯科口腔保健の推進に向けた取組等について

## ■ 歯周疾患検診を実施している市町村数と割合

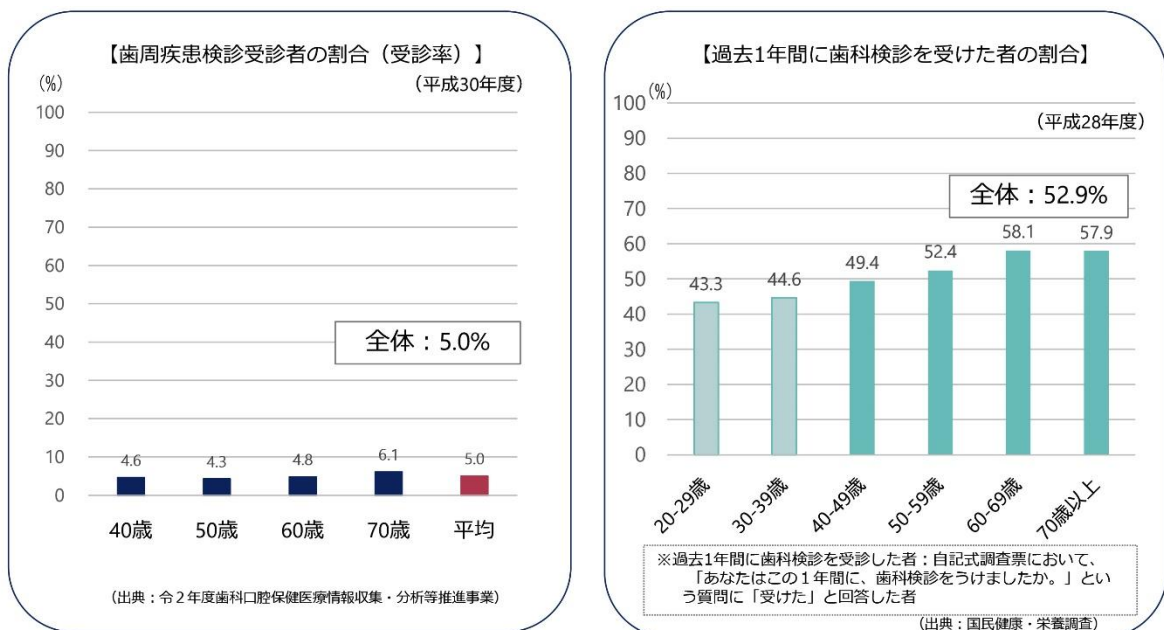


(出典) 厚生労働省：歯科口腔保健の推進に向けた取組等について

## 2 歯周疾患検診、歯科検診の受診状況

歯周疾患検診の受診率と過去1年間に歯科検診を受けた者の割合の比較をみると、歯周疾患検診受診者の割合は5.0%である一方で、約半数以上が過去1年間に歯科検診を受診していることがわかります。

### ■ 歯周疾患検診受診者の割合と歯科検診を受けた者の割合



(出典) 厚生労働省：歯科口腔保健の推進に向けた取組等について

### 3 歯科保健医療を取り巻く状況

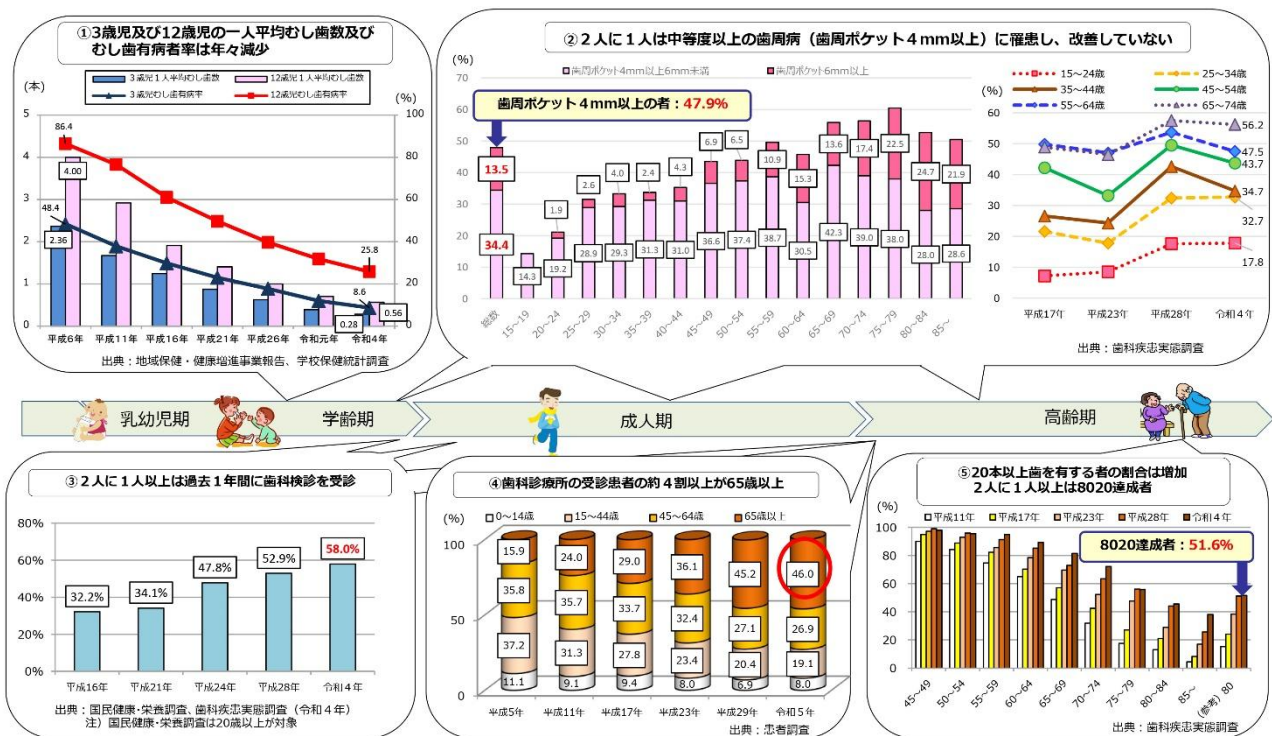
3歳児及び12歳児の一人平均のむし歯数及びむし歯有病者率は年々減少しています。

他方で、2人に1人は中等度以上の歯周病に罹患し、その割合は改善していません。

歯科検診の受診者状況をみると、歯科検診に対する意識は高く、2人に1人以上は歯科検診を受診しています。

さらに特徴的なのは、高齢化の進展に伴い、歯科診療所を受診する患者の約4割以上が65歳以上であり、その結果、国が推進する8020（ハチマル・ニイマル）運動達成者は令和4年では51.6%、つまり80歳の2人に1人以上が20本以上の歯を有している状況となっています。

#### ■ 歯科保健医療を取り巻く状況



（出典）厚生労働省：歯科口腔保健の推進に向けた取組等について

### 4 就労者の口腔保健行動

第3次産業の就労者を対象とした口腔保健行動に関する調査を行った研究では、定期歯科検診受診について、「検診有」が28.3%、「検診無」が71.2%でした。

「検診無」と答えた者の受診しない理由としては、第1位は時間がない、第2位は必要性を感じない、第3位は検診費用が高いとなっており、時間がないという回答者が半数以上を占めています。

## 2 | 厚生労働省が進める国民皆歯科検診の概要

厚生労働省では、生涯を通じた歯科検診の推進事業（就労世代の歯科健康診査等推進事業）を行っています。

その他に歯周病等スクリーニングツール開発支援事業や歯周疾患検診の対象年齢についても、その拡大を図っています。

### 1 | 生涯を通じた歯科検診推進事業（就労世代の歯科健康診査等推進事業）

この歯科検診推進事業の目的は、健康で質の高い生活を営む上で、口腔の健康の保持・増進が重要な役割を果たしていることから、定期的な歯科健診の機会・歯科診療の受診を通じて、生涯を通じた歯・口腔の健康を実現していくことの必要性にあるとしています。

また、「骨太の方針2023」においても、「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた取組の推進」について記載されています。

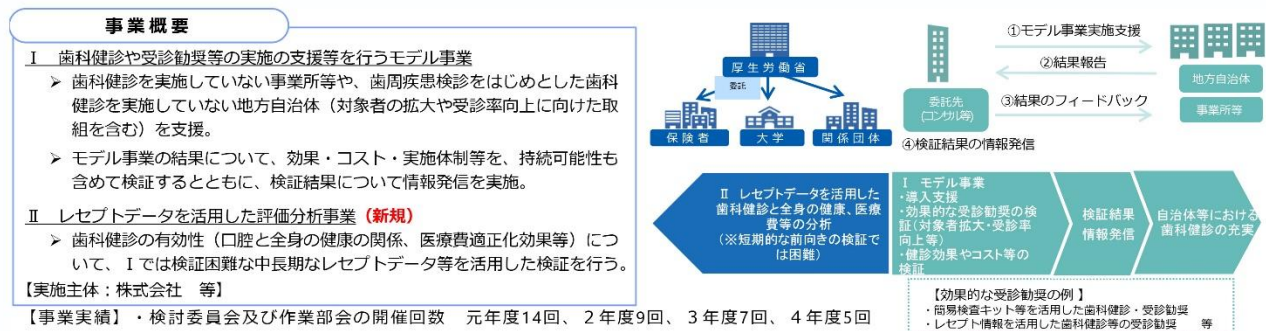
そこでは、成人期以降、歯周病等の罹患率が高い一方、歯科健診の受診率が低く、職域を含めた歯科健診の充実の必要性が指摘され、今後、更なる歯科健診の普及を図っていくには、歯科健診の効果を検証し、歯科健診の有効性について普及啓発を行う必要があるとされています。

### ■就労世代の歯科健康診査等推進事業の目的と事業の概要、スキーム等

| 現行   | 乳幼児期    | 学齢期    | 20代・30代                   | 40～74歳                 | 75歳以上                              |
|------|---------|--------|---------------------------|------------------------|------------------------------------|
| 歯科健診 | 乳幼児歯科健診 | 学校歯科健診 | 塩酸・硫酸・硝酸等を取り扱う労働者に対する定期健診 |                        |                                    |
|      |         |        |                           | 40、50、60、70歳<br>歯周疾患検診 | 後期高齢者医療の被保険者に対する歯科健診<br>※下線部は実施が義務 |

就労世代の歯科口腔保健の推進に向け、効果的な歯科健診・受診勧奨の方法等について検討を行う。

就労世代の歯科健（検）診推進に向け、歯科健診の有効性について、レセプトデータ等を活用し、必要な検証を行う。



（出典）厚生労働省：歯科口腔保健の推進に向けた取組等について

## 2 生涯を通じた歯科検診推進事業

### (1)事業の目的と概要、スキーム、実施主体

「骨太の方針2023」には、「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた取組の推進」が記載されていますが、「過去1年間に歯科検診を受診した者」の割合は52.9%（平成28年 国民健康・栄養調査）であり、さらに市町村が実施する歯周疾患検診の受診率は約5.0%（推計値）にとどまっているのが現状です。

また、歯周疾患検診を実施する市町村についても、全国で81.6%（令和4年 地域保健・健康増進事業報告）にとどまっています。

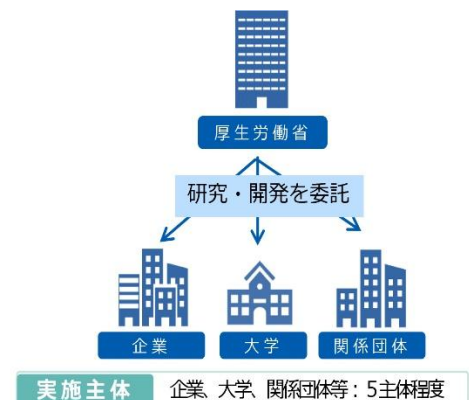
歯科健診を実施しない理由として、「実施する歯科医師・歯科衛生士がいない」といった「歯科専門職の不在」や、手間がかかるといった「時間的負担」等が挙げられています。

そこで、厚生労働省は自治体や職域等において、簡易に歯周病等の歯科疾患のリスク評価が可能であり、歯科医療機関への受診につなげることができる方法の研究・開発を支援することとしました。

#### ■歯周病クリーニングツール開発支援事業の目的と事業概要、実施主体

##### 事業概要

- ◆ 歯科疾患のリスク評価が可能なスクリーニングツール（簡易検査キットや診断アプリ等）の開発を行う企業等に対して、研究・開発を支援する。
- （要件イメージ）
- ・ 自治体や職域等において活用することを想定した、簡易な方法であること
- ・ 歯周病に関するリスク評価を含むこと
- ・ 従来の歯科健診による方法との比較（相関の検証等）を行うこと
- ・ 医療機器又は体外診断用医薬品の承認をめざすものであること
- ・ 歯科医療機関への受診につなげるよう、受診者へ結果のフィードバックが可能であること



（出典）厚生労働省：歯科口腔保健の推進に向けた取組等について

### (2)歯周病等スクリーニングツール開発支援事業の選定

上記により厚生労働省では、生涯を通じた歯科検診（いわゆる国民皆歯科検診）推進事業において、「歯周病等スクリーニングツール開発支援事業」に係る仕様書に基づき公募。応募のあった事業者のうち、企画書等の内容の評価が高かった事業者を選定しました。

## ■ 歯周病等スクリーニングツール開発支援事業の業者

### 【令和5年度委託事業】

| 事業者名                | 分類        | 概要                                                                                        |
|---------------------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 栄研化学株式会社            | 検体検査      | 唾液成分から歯周病のリスク評価を行う検査キットとともに、歯周病原細菌由来成分に対する血中抗体価を測定し、歯周病の進行との関係性の評価が可能な試薬の研究・開発を行う。        |
| アークレイ株式会社           | 検体検査＋システム | 洗口吐出液の唾液成分を測定し、う蝕及び歯周病のリスク評価が可能なツールの研究・開発を行う。                                             |
| 大日本印刷株式会社           | 検体検査＋システム | 舌ぬぐい液を用いた歯周病原因菌酵素測定試薬について、カラーマネージメント技術によるカラー補正を活用し、スマートフォンを用いてオンラインによる検査が可能なツールの研究・開発を行う。 |
| 株式会社 Fiber Medicine | 検体検査＋システム | 唾液中に存在する歯周病ハイスルグ因子の定量値に基づいた歯周病診断アルゴリズムを用いてリスク評価が可能な研究・開発を行う。                              |
| 株式会社 NTTドコモ         | システム      | 「歯周病発見AI」を用いて、タブレットやスマートフォンで歯ぐきを撮影した画像から、歯周病に罹患している可能性を判定するアプリケーションの実用に向けた研究・開発を行う。       |

### 【令和6年度委託事業】

| 事業者名           | 分類        | 概要                                                                                    |
|----------------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| アルフレッサファーマ株式会社 | 検体検査      | 既存の唾液ヘモグロビン検出試薬（体外診断用医薬品）について、集団健診での活用のための採取容器の開発を行うとともに、唾液ヘモグロビンと歯周病との関連性に関する検証等を行う。 |
| 株式会社ジーシー       | 検体検査＋システム | 歯周組織の炎症兆候に関わる唾液中のヘモグロビンを検出する検査キットとともに、検査の実施環境等での目視判定による誤差を生じない自動比色判定装置の開発を行う。         |
| パナソニック株式会社     | システム      | 口腔内カメラで歯ぐきを撮影した画像から、歯周病罹患のリスクを判定するAIモデルおよびアプリケーションの開発を行う。                             |

（出典）厚生労働省：歯科口腔保健の推進に向けた取組等について

## 3 歯周疾患検診の対象年齢拡大

健康で質の高い生活を営むうえで、口腔の健康の保持・増進が重要な役割を果たしています。定期的な歯科健診の機会・歯科診療の受診を通じて、生涯を通じた歯・口腔の健康を実現していくことが必要とされることから、対象年齢に20歳、30歳を追加しました。

また、実施主体を保健所の設置市・特別区・市町村とし、補助率は1/3となっています。

## ■ 歯周疾患検診事業の概要

<現行の歯科健診（検診）制度>

| 現行    | 乳幼児期                                | 学齢期             | 20代・30代                            | 40～74歳        | 75歳以上                                 |
|-------|-------------------------------------|-----------------|------------------------------------|---------------|---------------------------------------|
| （根拠法） | 乳幼児歯科健診（母子保健法）<br>（※下線部は実施主体が義務を負う） | 学校歯科健診（学校保健安全法） | 塩酸・硫酸・硝酸等を取り扱う労働者に対する定期健診（労働安全衛生法） | 40、50、60、70歳  | 後期高齢者医療の被保険者に対する歯科健診（高齢者の医療の確保に関する法律） |
|       |                                     |                 |                                    | 歯周疾患検診（健康増進法） |                                       |

### 課題

- ◆ 20～30代については原則、歯科健診制度の対象となっていない
- ◆ 近年、若年者の歯周病の罹患率が増加傾向

### 対応

生涯を通じた切れ目のない歯科健診の実現に向けて  
歯周疾患検診の対象年齢に20歳、30歳を追加



（出典）厚生労働省：歯科口腔保健の推進に向けた取組等について

## 3 | 予防歯科取り組みの重要性

第1章で述べたとおり、う蝕患者の減少と歯科検診の受診数の増加が進まない現状では、今まで通りの診療では医院経営は難しくなっていくと思われます。

一方で、口腔機能の管理を行うことが、消化器外科、心臓血管外科、小児科、血液内科等の扱う疾患防止にも影響しているということは厚生労働省より報告されています。

これらから歯科医院経営の今後は、歯科疾患にかかった患者を診療する、ということよりも、歯科疾患にかからないようにという「予防歯科」への取り組みが重要になりつつあるといえます。

### 1 | 予防歯科への移行

歯科疾患患者が減少していくなか、インプラントや審美歯科といった自由診療に取り組む歯科医院も増加していますが、予防歯科で患者数を増加させている歯科医院も多くあります。

自由診療に関しては、特にインプラント等の専門性の高い治療に関しては、知識と臨床研修等による治療技術の向上が必要であり、そのための研修に要する時間と費用もそれなりにかかってしまいます。

一方、予防歯科に関しては、定期検診を充実すること、また歯科衛生士と歯科医師の知識習得とセルフケアへの指導により、患者に十分な対応ができます。

### 2 | 予防歯科への取り組み時の注意点

予防歯科に取り組む際には、予防という考え方を患者へどう説明するかがポイントとなります。インフルエンザや感染症等に対しては、予防の意識を持って病院や診療所へ来院しますが、口腔内に関しては、痛みや出血、歯の欠損等が起こってから来院が一般的です。

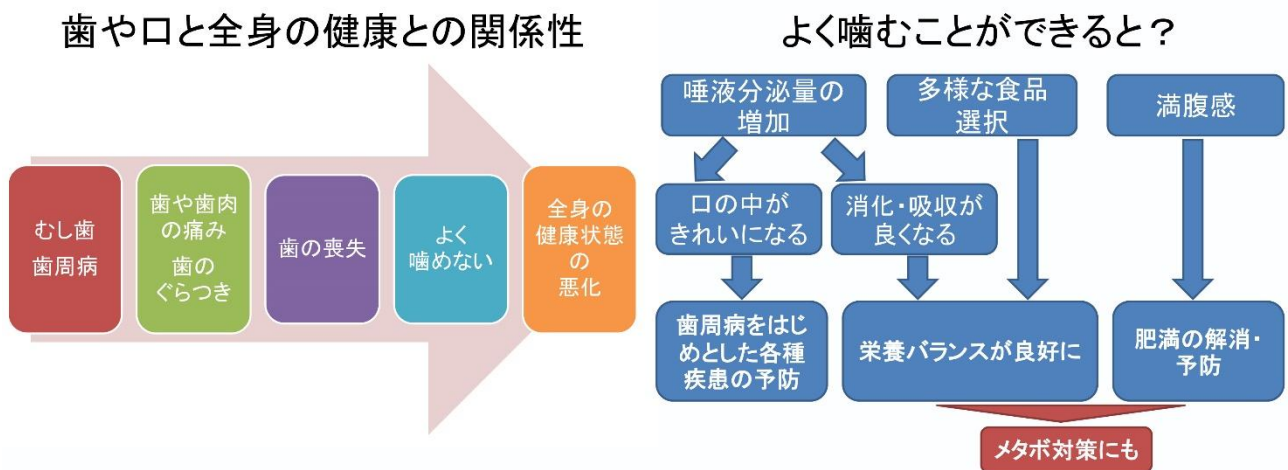
したがって、口腔内の健康維持の重要性について、患者に対し判りやすく説明し、理解してもらうことが必要となります。

#### ■予防による口腔内の健康維持と疾病抑制効果

- 歯の治療は、疾病前の状態に戻すことが少なく、削る、抜く、といった治療が多い
- 将来、歯が少なくなる・無くなることによる生活へ影響(食生活、会話等)
- 糖尿病や肺炎、甲状腺機能低下、白血病、不妊症、根管感染を原因とする関節リウマチ、多発性硬化症等に関係すると研究・発表されている

### 3 | 口腔内と全身の健康との関係性

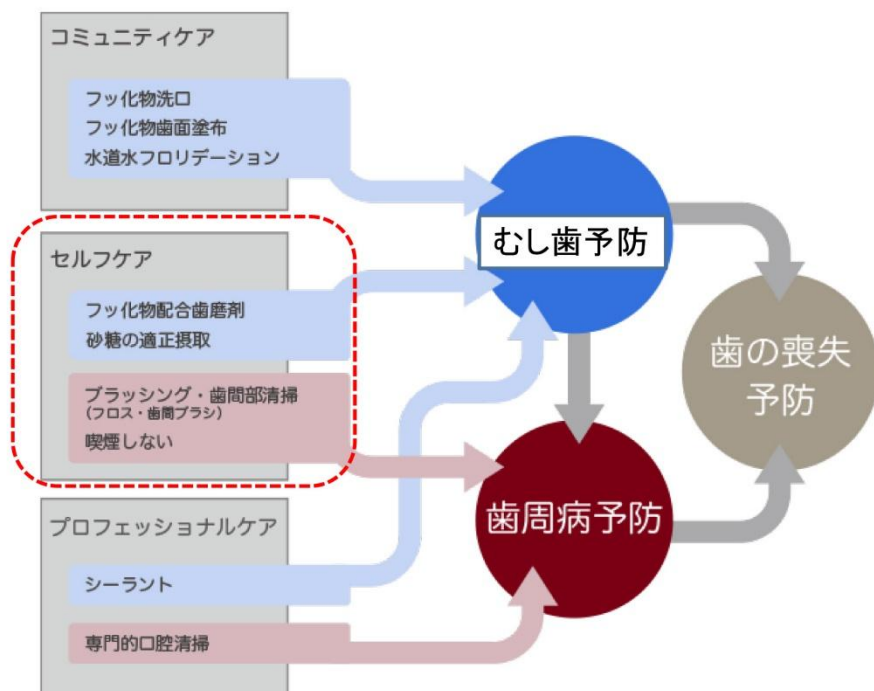
厚生労働省では、口腔内の健康維持が全身の健康状態にも影響があると考え、歯や口の健康推進に取り組んでいます。



(出典) 厚生労働省：保険者における歯や口の健康づくりセミナー

#### ■ 予防による虫歯・歯周病対策

#### むし歯と歯周病は予防可能



(出典) 厚生労働省：e-ヘルスネットより一部改変

## 4 現行の歯科検診の体制

日本における歯科健診の体制としては、1歳6か月児と3歳児を対象とした「乳幼児歯科健診」、幼稚園・小学校・中学校・高等学校などで毎年行う「学校歯科健診」、塩酸・硫酸・硝酸などを取り扱う労働者を対象とした「歯科特殊健診」の3つが義務づけられています。

そのほか、歯周疾患検診や後期高齢者医療の被保険者に対する歯科健診、妊産婦や障害者・児を対象とした健診などが自治体により行われています。

### ■現行の歯科検診（検診）の体制

| 健診（検診）                                           |                      | 根拠法             | 実施主体                                                                                                      | 対象年齢（対象者）                                                         |               |
|--------------------------------------------------|----------------------|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|---------------|
| 乳幼児                                              | 乳幼児歯科健診              | 母子保健法           | 市町村                                                                                                       | 1歳6か月<br>3歳                                                       | 義務            |
| 児童・生徒等                                           | 学校歯科健診               | 学校保健安全法         | 学校<br>※学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校<br>※保育所等の児童福祉施設は、児童福祉法に基づき、学校保健安全法に準じた健診を行う。 | 毎年実施                                                              | 義務<br>(大学を除く) |
| 74歳以下                                            | 歯周疾患検診               | 健康増進法           | 市町村                                                                                                       | 20、30、40、50、60、70歳                                                |               |
|                                                  |                      |                 |                                                                                                           | 「歯科病検診マニュアル2015」を参考に実施                                            |               |
|                                                  | 労働安全衛生法に基づく歯科特殊健診    | 労働安全衛生法         | 事業者                                                                                                       | 塩酸・硫酸・硝酸等を取り扱う労働者                                                 | 義務            |
|                                                  | その他の歯科健診             |                 |                                                                                                           |                                                                   |               |
| (参考) 国保・被用者保険が行う特定健診は義務（高齢者の医療の確保に関する法律、国民健康保険法） |                      |                 |                                                                                                           |                                                                   |               |
| 75歳以上                                            | 後期高齢者医療の被保険者に対する歯科健診 | 高齢者の医療の確保に関する法律 | 後期高齢者医療広域連合                                                                                               | 後期高齢者医療制度事業補助金の補助メニュー<br>「後期高齢者を対象とした歯科健診マニュアル」(平成30年10月策定)を参考に実施 |               |

(出典) (株)日本医療企画：広報誌『厚生労働』 より

## 4 | 予防歯科導入の準備と展開手法

80歳まで20本の歯を保とうとする「8020運動」を推し進めるには、高度な治療はもとより、予防歯科への取り組みがより重要になってきています。具体的には、正しいブラッシング指導や、歯科衛生士による定期的な歯石除去などの管理を行う予防処置が不可欠です。

歯周病菌は、咀嚼するたびに歯茎の出血部位から血管のなかに圧入されます。その結果、菌血症を起こして、糖尿病、早産、心疾患、最近では認知症の原因の一つとなっていることも分かってきました。

予防歯科は大きな患者利益であり、予防歯科の延長上に治療があるという院長の意識改革が重要です。

### 1 | 保険の定期健診と定期予防の違い

保険内の定期検診は、う蝕と歯周疾患の治療が目的です。保険制度のきまりで、歯周ポケットの検査や歯垢の付着状況などの検査を行いながら、少しずつ歯石除去などの処置を行います。保険請求の取り決めや治療の手順があり、1回で口腔内全体をきれいにすることはできません。

自費の定期予防は、健康な人に対する定期的な健康診断と、う蝕や歯周疾患の予防処置、そしてステイン除去などによる審美性の回復が目的です。

#### ■保険の定期健診と自費の定期予防

##### ●保険の定期健診からの治療

歯周病に罹患している4mm以上の歯周ポケットがある患者には、歯周病安定期治療として定期的に来院してもらい、1回で上下全顎の歯石除去などの処置が認められている

##### ●自費の定期予防からの予防措置

原則、1回で全ての歯面のクリーニングを行い、エナメル質の再石灰化を促す効果の高いハイドロキシアパタイトを含んだ保険適用外のペーストを歯面にゴムカップで練りこむなどの予防処置を行う

### 2 | 予防歯科の患者への呼びかけ

患者に対し、予防歯科を呼びかけるのは、主訴が落ち着いた2回目と補綴物をセットし

た終了時の2回が有効です。う蝕や歯周病になった患者の多くが「もう二度と再発させたくない」と考えています。そのため、痛みが取れた2回目と、治療終了時が最も予防歯科へ誘導できる可能性が高い時期となります。

一連の診療が終了した患者の一定比率を予防定期管理のサイクルに入れ込むことができ、その患者の医院に対する信頼感が高まっていれば、自費を選ぶ割合が高くなります。

結果として、自費率が高くなり、激化する競合からの影響を最小限に抑えることができます。

### 3 予防歯科の説明ツールの工夫

最初は、患部の治療終了時に歯科医師から必ず予防歯科への導入を説明します。

その際、パンフレットを使って予防歯科の重要性を説明します。口頭だけより説得力が増し、また、次回以降、歯科衛生士も説明しやすくなります。

さらに、持ち帰って読み返してもらうことで、同居家族にも理解が深まり、家族全員が予防歯科の患者になる可能性が高まります。

#### ■予防歯科の説明用パンフレットの注意点

- ① 予防歯科の目的をわかりやすく説明
- ② 歯科疾患がどんな病状を起こすか、また、口腔内の健康の他、全身の医療疾患への影響があるかを説明
- ③ 検査メニューを明確にし、何故この検査を行うかという理由まで付ける  
(いかに重要で専門性の高い検査であり、精密な結果が得られるかに重点を置く)
- ④ 検査メニューの価格を明記する
- ⑤ 院長もしくは歯科医師だけでなく、他のスタッフも理解して、患者からの質問に誰でも回答できるようにする
- ⑦ 保険診療と自由診療の説明を入れ、検査後の会計時のトラブルを防止する
- ⑧ 検査結果を資料化して渡すことも明記する

#### ■予防歯科の説明用パンフレットの種類

- 残存歯数のデータから定期健診の重要性を説明したパンフレット
- 予防歯科での処置内容を説明したパンフレット
- 歯垢や歯石について説明したパンフレット
- う蝕と口腔内環境の関係を説明したパンフレット

- 歯周病菌と生活習慣病との関係を説明したパンフレット
- 歯周病と心臓病との関係を説明したパンフレット

## 4 | 自費の定期予防展開手法

自費の定期予防費用は自由に設定できるので、治療にかかる診療時間も内容も料金もまちまちです。患者の選択肢を増やす意味でも、時間と料金の関係で内容を分けておくことも定期予防を受注するポイントです。

### ■ 自費の定期予防手法①

- 1回ですべての歯面クリーニングを行う。
- 予防のため、エナメル質の再石灰化促進効果の高いハイドロキシアパタイトを含んだ保険適用外のペーストを歯面にカップで練りこむ。
- 大体90日で、磨き残しの歯垢に含まれる細菌の構成が変化し、毒性が強くなって歯周病やう蝕を引き起こすことが知られているので、3か月おきにリコールを行う。
- 治療が目的ではなく、口腔腔内をチェックして、必要があれば歯石除去なども行う。進行を遅らせることができる。
- 歯周病が進行した場合のSRPや縁下歯石の除去、初期う蝕の処置など、治療が必要な場合は、別途治療のアポイントを取ってもらい、保険適用で行う。

### ■ 自費の定期予防手法② PMTC場合のパターン

- 歯周基本検査（健康診断として）
- 染め出し（プラークスコアが高く必要がある場合）
- TBI（予防措置として必要がある場合）
- 歯石除去（予防措置として）
- 歯面の清掃と研磨（ステイン除去処置として）
- ジェットポリッシャー（必要があれば審美措置として）
- リナメル塗布（予防措置として再石灰化を促進）
- フッ素塗布（予防措置として。有料の場合もある）
- ガムマッサージ（予防措置として。有料の場合もある）
- リップマッサージ（審美措置として。有料の場合もある）

（出典）株式会社M&D医業経営研究所：予防歯科導入の対策講座

■参考資料

厚生労働省：歯科口腔保健の推進に向けた取組等について

歯の要望への取り組み広報

株式会社M&D医業経営研究所：予防歯科導入の対策講座

日本歯科医師会：歯とお口の事なら何でもわかるテーマパーク8020

(株)日本医療企画：広報誌『厚生労働』